

いて同じ。の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

2 省 略

3 連結親法人である法人税法第五十二條第一項第一号に掲げる協同組合等の平成十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に係る同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合において、同法第五十二條第二項又は第六項の規定により当該個別損金額を計算するときは、同条第二項中「計算した金額（第六項」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第六十八條の五十九第一項又は第二項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十二に相当する金額（第六項）」として計算するものとする。

第六十八條の六十三の三 省 略

2・3 省 略

4 認定期間内に終了する各連結事業年度（当該認定期間内に終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該認定期間内に終了する各事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。）において第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（当該適用対象年度において第六十一條第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第五條第二項若しくは第三項の規定により同法第四條第一項の認定（同法第五條第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）を取り消され、又は同法第七條第二項若しくは第三項の規定により同法第六條第一項の認定（同法第七條第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該適用対象年度が連結事業年度に該当しない場合には、第六十一條第一項の規定により損金の額に算入された金額）の合計額は、これらの認定を取り消された日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

2 同 上

3 連結親法人である法人税法第二條第七号に規定する協同組合等の平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に係る同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合において、同法第五十二條第二項又は第六項の規定により当該個別損金額を計算するときは、同条第二項中「計算した金額（第六項」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第六十八條の五十九第一項又は第二項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額（第六項）」として計算するものとする。

第六十八條の六十三の三 同 上

2・3 同 上

4 認定期間内に終了する各連結事業年度（当該認定期間内に終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該認定期間内に終了する各事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。）において第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（当該適用対象年度において第六十條の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第五條第二項若しくは第三項の規定により同法第四條第一項の認定（同法第五條第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）を取り消され、又は同法第七條第二項若しくは第三項の規定により同法第六條第一項の認定（同法第七條第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該適用対象年度が連結事業年度に該当しない場合には、第六十條の三第一項の規定により損金の額に算入された金額）の合計額は、これらの認定を取り消された日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 7 省 略

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十八條の六十七 連結親法人は、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がした使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一條の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項(第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、次条第一項及び第八項、第六十八條の六十九第一項、第六十八條の百第一項並びに第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 4 省 略

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第六十八條の九(第六十八條の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八條の十、第六十八條の十一及び第六十八條の十三から第六十八條の十五の三までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項、第六十八條の十三第一項及び第六十八條の十四第二項中「並びに第六十八條の十五の二」とあるのは、「第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五第二項中「並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五の二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十八條の六十七第一項」とする。

6 省 略

7 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人がした金銭の支出について同

5 7 同 上

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十八條の六十七 連結親法人は、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がした使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一條の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項(第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、次条第一項及び第八項、第六十八條の六十九第一項、第六十八條の百第一項並びに第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 4 同 上

5 同 上

一 同 上

二 第六十八條の九(第六十八條の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、及び第六十八條の十から第六十八條の十五の三までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項、第六十八條の十三第一項及び第六十八條の十四第二項中「並びに第六十八條の十五の二」とあるのは、「第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五第二項中「並びに第六十八條の六十七第一項」とあるのは、「次条並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五の二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十八條の六十七第一項」とする。

6 同 上

7 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人がした金銭の支出について同

項の規定の適用がある場合において、その相手方の氏名等に関して、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることを妨げるものではない。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八條の六十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、前条第一項、第八項、次条第一項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

217 省略

8 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二條の三第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定に

項の規定の適用がある場合において、その相手方の氏名等に関して法人税法第百五十三條（同法第百五十五條において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をすることを妨げるものではない。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八條の六十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、前条第一項、第八項、次条第一項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

217 同上

8 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二條の三第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定に

かわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 省 略

10 第五項の規定は、法人税法第五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）に、当該土地等の譲渡が第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するものであることを証する財務省令で定める書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第六十八條の九（第六十八條の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第六十八條の十、第六十八條の十一及び第六十八條の十三から第六十八條の十五の三までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項、第六十八條の十三第一項及び第六十八條の十四第二項中「並びに第六十八條の十五の二」とあるのは、「第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十八」とあるのは、「次条並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは「前条並びに第六十八條の六十八」とする。

12・13 省 略

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八條の六十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第六十八條の十五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四

十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 同 上

10 第五項の規定は、法人税法第五十一条第一項に規定する法人税申告書（同法第二條第三十六号に規定する修正申告書を除く。）に、当該土地等の譲渡が第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するものであることを証する財務省令で定める書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 同 上

一 同 上

二 第六十八條の九（第六十八條の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六十八條の十から第六十八條の十五の三までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項、第六十八條の十二第二項、第六十八條の十三第一項及び第六十八條の十四第二項中「並びに第六十八條の十五の二」とあるのは、「第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十八」とあるのは「次条並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは「前条並びに第六十八條の六十八」とする。

12・13 同 上

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八條の六十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第六十八條の十五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四

第五項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の六十七第一項、前条第一項及び第八項、第六十八條の百第一項並びに第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

2-7 省 略

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十八條の八十八 省 略

2-5 省 略

6 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、当該連結法人にその各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該連結法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法(第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができる。ない場合に限り、用いることができる。)により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額につき法人税法第二條第三十九号に規定する更正(以下この条において「更正」という。又は同法第二條第四十号に規定する決定(第十九項において「決定」という。))をすることができる。

一・二 省 略

7 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人と当該連結法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該連結法人に対し、当該国

二第七項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の六十七第一項、前条第一項及び第八項、第六十八條の百第一項並びに第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

2-7 同 上

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十八條の八十八 同 上

2-5 同 上

6 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、当該連結法人にその各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該連結法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法(第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができる。ない場合に限り、用いることができる。)により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額につき法人税法第二條第三十九号に規定する更正(第十六項において「更正」という。又は同法第四十号に規定する決定(第十六項において「決定」という。))をすることができる。

一・二 同 上

7 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人と当該連結法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該連結法人に対し、当該国

外関連者が保存する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該連結法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。

8 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該連結法人の各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

9 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

10 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九（第四項を除く。）及び第七十四条の十の規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員に第八項に規定する同種の事業を営む者に対し実地の調査において同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十四条の九	若しくは税務署長又は税関長	又は税務署長
第一項		

外関連者が保存する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項、次項及び第十一項第二号において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該連結法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。

8 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該連結法人の各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる。

9 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

	国税庁等又は税関	納税義務者、調書等の提出義務者又は納税義務者の取引先等（以下「納税義務者等」という。）	調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）	第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）	納税義務者等（当該納税義務者又は調書等の提出義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。）	事項を	帳簿書類その他の物件	当該納税義務者等	第七十四条の九
	国税庁等	租税特別措置法第六十八条の八十八第八項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）に規定する同種の事業を営む者	調査	同項	同種の事業を営む者	事項（第四号に掲げるものを除く。）を	帳簿書類	租税特別措置法第六十八条	

	及び第二号		第二号及び第四号
--	-------	--	----------

12| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13| 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 省 略

二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

14| 省 略

15| 省 略

16| 省 略

17| 省 略

18| 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

19| 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ、この場合において、同法第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十八條の八十八第十九項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、同法第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第六十八條の八十八第十九項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十八條の八十八第十九項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは

10| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11| 同 上

一 同 上

二 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

12| 同 上

13| 同 上

14| 同 上

15| 同 上

16| 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項まで（同法第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ、この場合において、同法第五項及び同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十八條の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十八條の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

「前条及び同項」とする。

一 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定 これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 前号に規定する事実に基づいてする法人税に係る更正決定若しくは国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき法人税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出に伴いこれらの法人税に係る同法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

20| 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行ったことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第六号に規定する還付金の額が過大となった法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。）から一年間は、進行しない。

21| 前項の場合においては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

22| 第十九項の規定により読み替えて適用される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の八十八第十九項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

23| 省 略

一 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定 これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 前号に規定する事実に基づいてする法人税に係る更正決定若しくは国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき法人税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出に伴いこれらの法人税に係る同法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

17| 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行ったことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となった法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限から一年間は、進行しない。

18| 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

19| 同 上

24| 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第六項まで、第九項及び第十一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)

第六十八條の八十八の二 連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六條第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。)は、当該申立てに係る前条第十九項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限り。)及び当該法人税の額に係る同法第六十九條に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限(同法第三十七條第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。)から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六條の規定による更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第七項において「納税の猶予期間」という。)に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於て当該法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 省 略

3 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六條第六項の規定は、前項の規定により担保を徴する場合について準用する。

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十七條及び第四十八條の規定は、納税の猶予をする場合又は納税の猶予を認めない場合について準用する。この場合において、同法第四十七條第二項中「前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八條の八十八の二第一項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)」と読み替えるものとする。

5 納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消すことができる。この場合においては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

20| 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)

第六十八條の八十八の二 連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等(国税通則法第四十六條第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。)は、当該申立てに係る前条第十六項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限り。)及び当該法人税の額に係る同法第六十九條に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限(同法第三十七條第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。)から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六條の規定による更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第七項において「納税の猶予期間」という。)に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於て当該法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 同 上

3 国税通則法第四十六條第六項の規定は、前項の規定により担保を徴する場合について準用する。

4 国税通則法第四十七條及び第四十八條の規定は、納税の猶予をする場合又は納税の猶予を認めない場合について準用する。この場合において、同法第四十七條第二項中「前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八條の八十八の二第一項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)」と読み替えるものとする。

5 納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消すことができる。この場合においては、国税通則法第四十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

一・二 省 略

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八
条第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶
予に係る法人税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

四 その猶予に係る法人税につき提供された担保について税務署長等が国税に係
る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十一条第一項の
規定によつてした命令に応じないとき。

五 省 略

6 納税の猶予を受けた法人税についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の
権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定の適用については、国税に係る
共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第八号中「納税の
猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八條の八十八の二第
一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規
定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十二条第一項中「及び納税の
猶予」とあるのは「及び納税の猶予（租税特別措置法第六十八條の八十八の二第
一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規
定による納税の猶予を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第五十五条
第一項第一号及び第七十三条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（
租税特別措置法第六十八條の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引
に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」と、
国税徴収法第二條第九号及び第十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶
予（租税特別措置法第六十八條の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との
取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」又
は」と、同法第五十一条第一項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（
及び租税特別措置法第六十八條の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との
取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」とする。

7・8 省 略

（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例）

第六十八條の百 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの
である連結親法人のうち第六十七條の二第一項に規定する国税庁長官の承認を受
けたものの当該承認を受けた後に終了した各連結事業年度の連結所得については
、法人税法第八十一条の十二第一項又は第二項の規定にかかわらず、百分の二十

一・二 同 上

三 国税通則法第三十八條第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合にお
いて、その者がその猶予に係る法人税を猶予期間内に完納することができない
と認められるとき。

四 その猶予に係る法人税につき提供された担保について税務署長等が国税通則
法第五十一条第一項の規定によつてした命令に応じないとき。

五 同 上

6 納税の猶予を受けた法人税についての国税通則法及び国税徴収法の規定の適用
については、国税通則法第二條第八号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の
猶予（租税特別措置法第六十八條の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との
取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」
又は」と、同法第五十二条第一項中「及び納税の猶予」とあるのは「及び納税の
猶予（租税特別措置法第六十八條の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との
取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。以下
この項において同じ。）」と、同法第五十五条第一項第一号及び第七十三条第
四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八條の八
十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の
猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」と、国税徴収法第二條第九号及び第
十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八條
の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納
税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」又は」と、同法第五十一条第一
項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（及び租税特別措置法第六十八條
の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納
税の猶予）」とする。

7・8 同 上

（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例）

第六十八條の百 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの
である連結親法人のうち第六十七條の二第一項に規定する国税庁長官の承認を受
けたものの当該承認を受けた後に終了した各連結事業年度の連結所得については
、法人税法第八十一条の十二第一項又は第二項の規定にかかわらず、百分の二十

の税率により、法人税を課する。この場合において、第六十七条の二第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項及び第五項中「各事業年度」とあるのは、「各連結事業年度」とする。

2 省 略

(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八条の百八 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限る。）である連結親法人の連結事業年度が、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合における当該協同組合等である連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第八十一条の十二第三項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十」（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十（二））」と、同条第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一 三 省 略

2・3 省 略

(在外財産等の価額が算定可能となつた場合の修正申告等)

第六十九条の三 省 略

2 省 略

3 前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかった場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた課税価格、相続税額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行なう。

4 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては

三の税率により、法人税を課する。この場合において、第六十七条の二第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項及び第五項中「各事業年度」とあるのは、「各連結事業年度」とする。

2 同 上

(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八条の百八 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限る。）である連結親法人の連結事業年度が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等である連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第八十一条の十二第三項中「百分の二十三」とあるのは「百分の二十三」（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六（一））」と、同条第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一 三 同 上

2・3 同 上

(在外財産等の価額が算定可能となつた場合の修正申告等)

第六十九条の三 同 上

2 同 上

3 前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかった場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行なう。

4 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては

、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十條の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第六十九條の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号並びに第六十五條第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七條の規定による申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

5 第二項の規定による期限後申告書及び第三項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省略

二 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第六十九條の三第二項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九條の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。同項において同じ。）の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。同項及び次条第五項において同じ。）で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもので政令で定めるもの（特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限定。以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る全ての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をし

、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第六十九條の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号並びに第六十五條第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七條の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

5 第二項の規定による期限後申告書及び第三項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 同上

二 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第六十九條の三第二項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九條の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。同項において同じ。）の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。同項及び次条第五項において同じ。）で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもので政令で定めるもの（特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限定。以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をし

た特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 省 略

2 前項に規定する限度面積要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等の全てが特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（第四号において「特定事業用等宅地等」という。）である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

二 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等の全てが特定居住用宅地等である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が二百四十平方メートル以下であること。

三 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等の全てが貸付事業用宅地等である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が二百平方メートル以下であること。

四 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等の全てが特定事業用等宅地等、特定居住用宅地等又は貸付事業用宅地等である場合（前三号に掲げる場合を除く。） 次のイ、ロ及びハに掲げる面積の合計が四百平方メートル以下であること。

イハ 省 略

3・4 省 略

5 相続税法第三十二条第一項の規定は、前項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6・9 省 略

（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）

した特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 同 上

2 同 上

一 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（第四号において「特定事業用等宅地等」という。）である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

二 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定居住用宅地等である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が二百四十平方メートル以下であること。

三 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが貸付事業用宅地等である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が二百平方メートル以下であること。

四 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用等宅地等、特定居住用宅地等又は貸付事業用宅地等である場合（前三号に掲げる場合を除く。） 次のイ、ロ及びハに掲げる面積の合計が四百平方メートル以下であること。

イハ 同 上

3・4 同 上

5 相続税法第三十二条の規定は、前項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6・9 同 上

（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 特定計画山林相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続

人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の七の四までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の四第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定計画山林でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定計画山林」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定計画山林相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定計画山林の全てを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定めるところには、同法第十一条の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定計画山林の価額に百分の九十五を乗じて計算した金額とする。

25 省略

6 相続税法第三十二条第一項の規定は、第三項ただし書の場合その他既に分割された当該特定計画山林について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

713 省略

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

第七十条 省略

27 省略

8 前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかった場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであった課税価格、相続税額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

9・10 省略

第六十九条の五 特定計画山林相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続

人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の七の四までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定計画山林でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定計画山林」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定計画山林相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定計画山林の全てを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定めるところには、同法第十一条の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定計画山林の価額に百分の九十五を乗じて計算した金額とする。

25 同上

6 相続税法第三十二条の規定は、第三項ただし書の場合その他既に分割された当該特定計画山林について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

713 同上

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

第七十条 同上

27 同上

8 前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかった場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであった課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

9・10 同上

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二 省 略

24 省 略

5 前項の規定に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであった贈与税の額その他の事項につき国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十條の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の二第四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第六号ハの規定の適用については、同号ハ(3)中「相続税法」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)」の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合における当該金額を同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額から控除した残額又は相続税法」とする。

五 相続税法第三十六条第一項及び第三項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二第四項(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)」に規定する修正申告書の提出期

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二 同 上

24 同 上

5 前項の規定に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであった贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の二第四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 国税通則法第二条第六号ハの規定の適用については、同号ハ(3)中「相続税法」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)」の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合における当該金額を同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額から控除した残額又は相続税法」とする。

五 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二第四項(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)」に規定する修正申告書の提出期

限」とする。

719 省略

(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)

第七十条の二の三 平成二十三年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者(その年一月一日において二十歳以上の者に限る。)のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の十五
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の三十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十五
三千万円を超え四千五百万円以下の金額	百分の五十
四千五百万円を超える金額	百分の五十五

2| その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途において当該贈与をした者の直系尊属となつたときは、直系尊属となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3| 贈与により第一項の規定の適用を受ける財産(第一号において「特例贈与財産」という。)を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産(第二号において「一般贈与財産」という。)を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特例贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額(贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。)のうちに占める割合を乗じて計算した金額

719 同上

二 前条及び相統税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額（同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。）が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

4| 第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相統税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相統税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

5| 相統税法第二十一条の九第五項に規定する相統時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

6| 第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相統時精算課税適用者の特例）

第七十条の二の四 平成二十三年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相統税法第二十一条の九の規定を準用する。

2| その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3| 第二項において準用する相統税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者

が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなった場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、第一項の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)
第七十条の三 平成十五年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

一 三 省 略

2 前項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、住宅取得等資金の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定受贈者 次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 省 略

ロ 住宅取得等資金の贈与をした者の直系卑属である推定相続人(孫を含む。以下「推定相続人」であること。

ハ 省 略

二 五 省 略

4 省 略

5 前項の規定に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべき

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)
第七十条の三 平成十五年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

一 三 同 上

2 前項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、住宅取得等資金の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法の規定を適用する。

3 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 住宅取得等資金の贈与をした者の直系卑属である推定相続人であること。

ハ 同 上

二 五 同 上

4 同 上

5 前項の規定に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべき